

実践的対応を Q&A 形式で解説

カスタマーハラスメント対策

主催：(公社)京橋法人会 共催：(公社)日本橋法人会

2025年6月に公布された改正労働施策総合推進法において、すべての事業主に対してカスハラ対策の実施が「雇用管理上の措置義務」とされました。

この義務に違反した事業主は、報告徴求命令、助言、指導、勧告または公表の対象となるため、事業主は、施行日(2026年10月)までに対応する必要があります。

そこで今回のセミナーでは、事業主の講じるべき「雇用管理上の措置義務」等について、分かりやすく解説します。

オンライン参加の申込みは、京橋法人会HPから(限定100アカウント:申込期限3月31日(火))、会場参加の申込みは、京橋法人会HP又は下部申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

なお、定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承願います。(会場定員60名)

締切の場合は当会よりお断りのご連絡いたしますが、定員内のお申込みの方へは、とくにご連絡をいたしませんので、当日直接ご来場ください。

●日 時 令和8年4月9日(木) 午後1時半～3時

●場 所 銀座プロッサム 7階 (中央区銀座2-15-6)

●講 師 銀座第一法律事務所 弁護士 戸田 恵蔵 氏

●参加費

会場参加 非会員の方は当日、受付 でお支払い願います。	会 員	無料
オンライン参加 お申し込み後に、振込の ご案内をいたします。	会 員	1,000円(1名)
	非会員	3,000円(1名)

●申込書送付先 京橋法人会 事務局

FAX 03-3523-2033

お問合せ TEL 03-3523-2030

経営者セミナー参加申込書 [R8.4.9]

法 人 名

参加者名

連絡先 TEL

○をお付け下さい

・会 員

(京橋・日本橋)

・非会員